

パイロットの健康管理 ～健康管理と身体基準～

一般財団法人航空医学研究センター 専務理事・所長 五味 秀穂

民間航空機パイロットの健康管理の特徴は、航空法に基づく「航空身体検査基準」を満足することと、労働安全衛生法に基づく「健康管理」の2つの面から管理・規制されていることである。

パイロットが飛行機を操縦するためには2つの免許証が必要で、技量が基準を満足する「技能証明」と健康状態が身体検査基準を満足する「身体検査証明」である。通常航空身体検査は年1回行われその都度合否が判定され、不適合となった場合は直ちに乗務停止となる。労働安全衛生法においては深夜業に当たるため（国際線など）、年2回の健康診断を受けることとなる。尚このうち1回は航空身体検査で置き換えられ、パイロットは通常年2回の身体検査を受け続けることとなる。

航空身体検査に合格して1年の証明書が発行されても、途中で病気が発症して不適合状態に陥れば、直ちに乗務停止となる。故に健康管理

にあたる医師は通常健康管理のアドバイス以外に、航空身体検査基準に合致しているか否かもその都度判定していくことが必要となる。

日常業務の上では、乗務直前の打ち合わせ時お互いの健康状態を確認し、体調が悪く乗務が難しい場合は、スタンバイの者と交代する。

またアルコール検知管を用いて呼気検査を行い、基準を超えた者は乗務停止となる。薬剤の使用も厳しく制限されているため、常日頃薬剤使用に関する啓発活動・情報提供を行い、体調不良で医療機関を受診した際には必ず産業医に連絡し、乗務の可否、処方された薬の使用に関し確認するよう指導している。特にメンタルな疾患の場合には、治療中は休務し、薬剤治療が終了してから2-3か月状態を確認し、精神科担当医が復帰可と判断した場合は、国土交通省の大臣判定を仰いで復帰することとなる。現在最も重要なテーマは、メンタルヘルスと言える。